

かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する 保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の支払い等の非常取扱い

1 保険料の払込猶予期間の延伸

保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸いたします。

2 保険金の支払い等

必要書類を一部省略するなどにより、簡易迅速なお取扱いをいたします。

	取 扱 種 別	取 扱 期 間
1	保険金及び未経過保険料の支払い	2021年2月15日(月)から 同年3月15日(月)まで
2	基本契約の解約(解除)及び解約返戻金(還付金)の支払い	
3	特約の解約(解除)及び解約返戻金(還付金)の支払い	
4	普通貸付金の支払い	
5	契約者貸付利率の減免	
6	保険料の前納払込みの取消しによる未経過保険料の払戻し(還付)	
7	契約者配当金の支払い	